

# 一人権だより

vol.18

## 【人権啓発パネル展】

### 桂

川町では、7月を「桂川町人権・同和問題啓発強調月間」と定めて、各種の啓発行事を毎年実施しています。

今年は、これまでの街頭啓発や市民講座のほかに、人権啓発パネル展を行います。

今回展示するパネルは「支え、支えられ、共に生きる ～絆むすぼつ～」です。

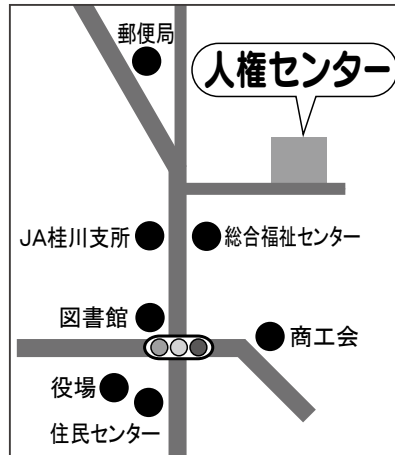
パネルの内容は、今を生きる私たちの現状からはじまり、子どもや高齢者、ホームレスといった方たちを中心とした「絆」を取り上げているものです。

また、新聞記事で紹介する「東日本大震災・原発事故と人権」という内容もあります。

このパネル展は、7月31日（土・日・祝日を除く）まで、桂川町人権センター（旧桂川町隣保館）で行つ

【問合せ先】〒8200-0606

嘉穂郡桂川町大字土居360番地 桂川町人権センター内  
隣保・人権同和教育係（☎65・1187）



ています。入場無料で、時間は8時30分から17時までです。共に生きる社会について、一緒に考えてみませんか。

## 7月は「河川愛護月間」です

福岡県では、7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護月間事業を実施します。「河川愛護」の趣旨にご賛同いただき、河川が常に美しく、安全に利用できるよう、ご協力をお願いします。

○河川にごみ・空き缶・空きビン等やし尿等を棄てたり、流したりしないこと。  
○河川の堤防や敷地内の芝生や砂利を無断で取ったり、植樹をしたり、耕作をしたり、建物等の工作物を作ったりしないこと。

○河川敷内で野焼きをしないこと。  
○河川に無断で橋をかけたり、土管を埋設したり、また水路にふたをしたり、埋め立てることなどをしないこと。

○河川・溜池・水路・井堰周辺などは、水の利用や排水に備えて、水たまりや流れに支障のないようにすること。  
○石けんや無リン洗剤の適正使用に心がけること。

※河川や水路などを利用する場合は、遠賀川河川事務所又は飯塚県土整備事務所にご相談ください。

【問合せ先】 遠賀川河川事務所

☎22・1830

飯塚県土整備事務所 河川砂防課

☎21・4941